

宇出津小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法（平成25年法71号）によるものとし、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」とする。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

2 いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心に学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

3 いじめ防止のための教職員の資質向上と保護者への啓発

いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念を持ち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めなければならない。そのため、教職員の資質の向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。また、いじめ防止においては、保護者の理解と協力を得て連携して取り組むことが重要である。保護者に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深める啓発を行うとともに、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう保護者とも連携し必要な情報を共有するなかで地域ぐるみの取組ができるよう啓発を行う。

4 いじめの未然防止の取組

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切であるため、以下の事項に重点的に取り組む。

- (1) わかる授業づくり・・・「すべての児童が参加・活躍できる授業」
 - ・基礎的・基本的事項の習得の徹底
 - ・意見を発表し合える場面設定（言語活動の充実）
 - ・授業評価アンケートの実施
- (2) 学習規律・学習習慣の定着
 - ・「本気！根気！元気！+勇気！」三つの姿の徹底
 - ・チャイム席（チャイムは座って聞く「着ベル」）
 - ・授業開始，終了時の号令統一、次の時間の学習の用意の徹底
 - ・学習用具の統一
- (3) 学級集団づくり
 - ・話し合い活動，学級会活動の充実
 - ・居場所づくり，絆づくり
- (4) 社会体験，自然体験，交流体験の充実
 - ・豊かな体験活動の設定
 - ・6年間を見通した体系的・計画的な実施
- (5) 児童会活動の充実
 - ・全校スローガンを設定し，児童自身が学校を創り上げるための取組の充実
（あいさつ運動の充実，自己肯定感・他者肯定感を味わう掲示物など）
 - ・学校行事の主体的な運営
 - ・各委員会のめあてを意識した委員会活動の充実
 - ・異学年集団で構成された縦割り班活動の充実
- (6) 人権学習，道徳教育の推進
 - ・一人ひとりのよさや違いを認め合える学習
 - ・「いじめ」の本質や構造の理解
 - ・保護者とともに取り組む標語の作成
- (7) 情報モラル教育の充実
 - ・発達段階に応じた情報モラル教育の実施

5 いじめの早期発見の取組

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気付くこと、気付いた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて児童と保護者に定期的な面談や各種調査を実施する。なお、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

(1) 登校時、下校時の見守りや、朝・帰りの会や授業中、休み時間、給食時などの観察

- ・朝のあいさつや、帰りのあいさつでの声、表情
- ・出席をとるときの声、表情
- ・健康観察、保健室等での様子
- ・服装の乱れ
- ・給食時の食欲
- ・児童同士が関わり合う様子（授業、休み時間、委員会活動など）

※けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、積極的に認知をして対応する。

- ・児童が遣う言葉
- ・生活ノートの内容 など

(2) 個人面談の実施

- ・教育相談週間の設定（6月、10月）

「はーとしゅうかん」6月・10月

6月…学級担任と児童との面談の場を設定

10月…学校長、教頭、級外、SCと児童との面談の場を設定

(3) 生活アンケートの実施

- ・各学期1回実施6月、10月、2月（児童・保護者）

(4) Q Uテスト による学級生活状況調査

- ・年間2回実施（6月、10月）

1回目と2回目の児童一人ひとりの変容を見取り、必要に応じて個別面談を実施する。

(5) 生徒指導便りの発行

- ・本校児童の生徒指導面での伸びや成長を伝える。

(6) 生徒指導ファイル（個人カード）の活用

- ・本校児童の生徒指導に関わる情報を逐一更新し、全職員の共有化を図る。

（全職員…学校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、スクールカウンセラー、支援員、校務員）

(7) 職員会議を活用した児童理解の会を設定

- ・必要に応じて学級の様子を情報交換する場を設け、情報と指導方法を共有化する。
- ・特に配慮が必要な児童について、個々の児童の特性を理解し、情報を共有して学校全体で注意深く見守り、日常的に適切な支援を行う。（保護者との連携や、周囲の児童に対する必要な指導を行う。）

6 発見したいじめへの組織的な対応

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、「いじめ問題対策チーム（常設）」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までを行う。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、能登町教育委員会と連携を図り、珠洲警察署と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

※学校の職員がいじめの情報を得ながら、校内の対策組織等に報告せず、いじめに係る情報を抱え込んだ場合、いじめ防止対策推進法第23条1項の規定に違反することにもなり得る。

(1) いじめ問題の対処の流れ・・・別途「いじめ対応マニュアル」参照

(2) いじめ対応の留意点

- ① いじめを発見した場合は、まず、被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。
- ② 校長は、いじめの報告を受けた場合は、いじめ問題対策チームを招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取りやその後の対応方針を決定する。
- ③ いじめられた児童のケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。
- ④ いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
- ⑤ 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。
- ⑥ 校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。
- ⑦ いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成をめざしたものとする。
- ⑧ いじめが「解消している」状態とは、「1いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。（相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする）」「1被害児童生徒本人が心身の苦痛を感じていないこと。（被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等で確認すること）」の少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

7 いじめ防止のための校内組織

いじめ防止等に組織的に対応するため、いじめ防止対策委員会を設置し、基本方針に基づく取組の実施，進捗状況の確認，定期的検証を行う。必要に応じて委員会を開催する。構成員は以下のとおりとする。

